

〔検討事項〕 □基本条例「前文」(案) について

○条例案文

前 文

二元代表制の一翼を担う存在として地方議会は、地方分権型社会の進展を踏まえ、真の地方自治の本旨の実現を追求し、市政の発展と市民福祉の向上を目指すために、その機能を最大限に発揮しなければならない。

福島市議会は、市民を代表する議決機関であることを常に自覚し、市長その他執行機関に対し監視及び評価を行うとともに、議会の体制の充実と立法機能の強化を図り、政策立案及び政策提言を積極的に行い、日本国憲法及び地方自治法のもと、議会の基本理念、議会及び議員の責務及び活動原則等を定めるものである。

福島市議会は、議会、行政及び市民との関係を明確にするとともに、議会活動への市民参加の機会を多様に設定し、議会の公平性、公正性及び透明性を確保することにより、市民にわかりやすく市民に開かれた議会運営を目指し、市民の負託に全力で応えていくことを決意し、議会の最高規範となるこの条例を制定する。

1. 考え方

【趣旨】

□前文は、法律等の定めに基づく議会の役割や取り巻く時代背景と、市議会基本条例の制定趣旨と決意をうたったものです。

【構成となる項目】

○基本条例を制定するにあたっての基本理念

- ①住民の代表機関としての役割
- ②行政との関係、監視
- ③政策立案、政策提案
- ④開かれた議会
- ⑤市民参加
- ⑥議員の責務、役割
- ⑦憲法と議会に関する規範との関係